

案 の 理 由 書

本市では、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、昭和 62 年度より南西部に位置する喜瀬・幸喜地区において、特定環境保全公共下水道事業を整備してまいりました。

近年、社会動態の変化に加え、観光地である喜瀬・幸喜地区はリゾート開発等が進んでおり、汚水対策が必要となっております。このため、幸喜地区の既存集落に隣接する宅地開発区域 2.2ha に家屋が建ち始めたことを受け、当該区域を計画に追加しようとするものです。また、喜瀬処理場西側に位置する宿泊施設区域 1.3ha についても計画区域に追加するものです。

喜瀬処理場の敷地内のほとんどが既存施設で利用されており、改築更新及び 3 池目増設を見据えた時に敷地が不足することから、喜瀬処理場の北側に位置する約 200m²を追加しようとするものです。

(案)

計 画 書

名護都市計画下水道の変更（名護市決定）

都市計画名護市特定環境保全公共下水道「2.排水区域」、「4.その他施設」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考） 面積 約 26ha （うち処理区域 約 26 ha ）

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
喜 瀬 処 理 場	名護市字喜瀬	約 1,900m ²

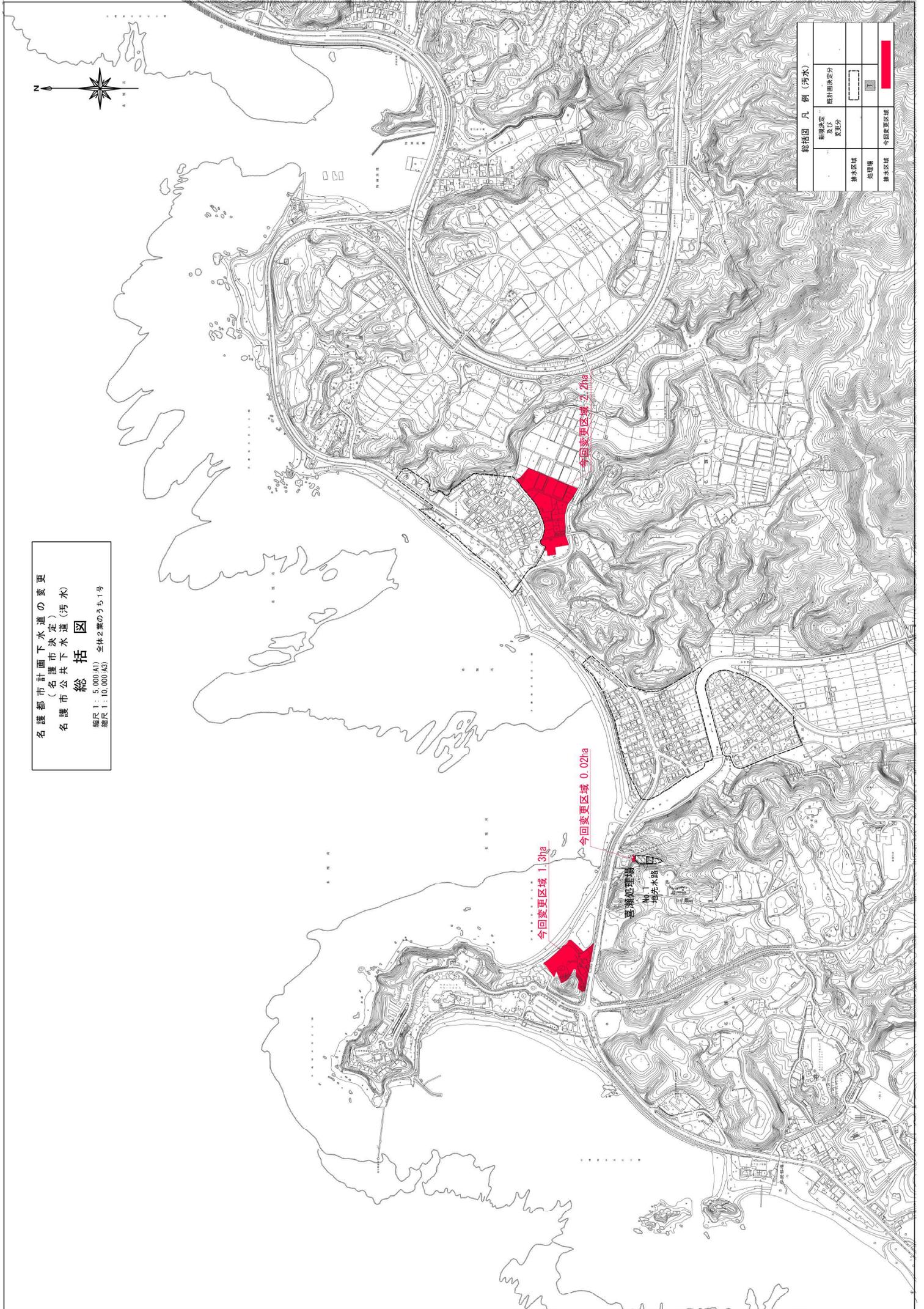
「区域は計画図表示のとおり」

<理由>

観光地である喜瀬・幸喜地区はリゾート開発等が進んでおり、汚水対策が必要となっています。このため、幸喜地区の既存集落に隣接する宅地開発区域 2.2ha に家屋が建ち始めたことを受け、計画に追加しようとするものです。また、喜瀬処理場西側に位置する宿泊施設 1.3ha についても計画区域に追加しようとするものです。

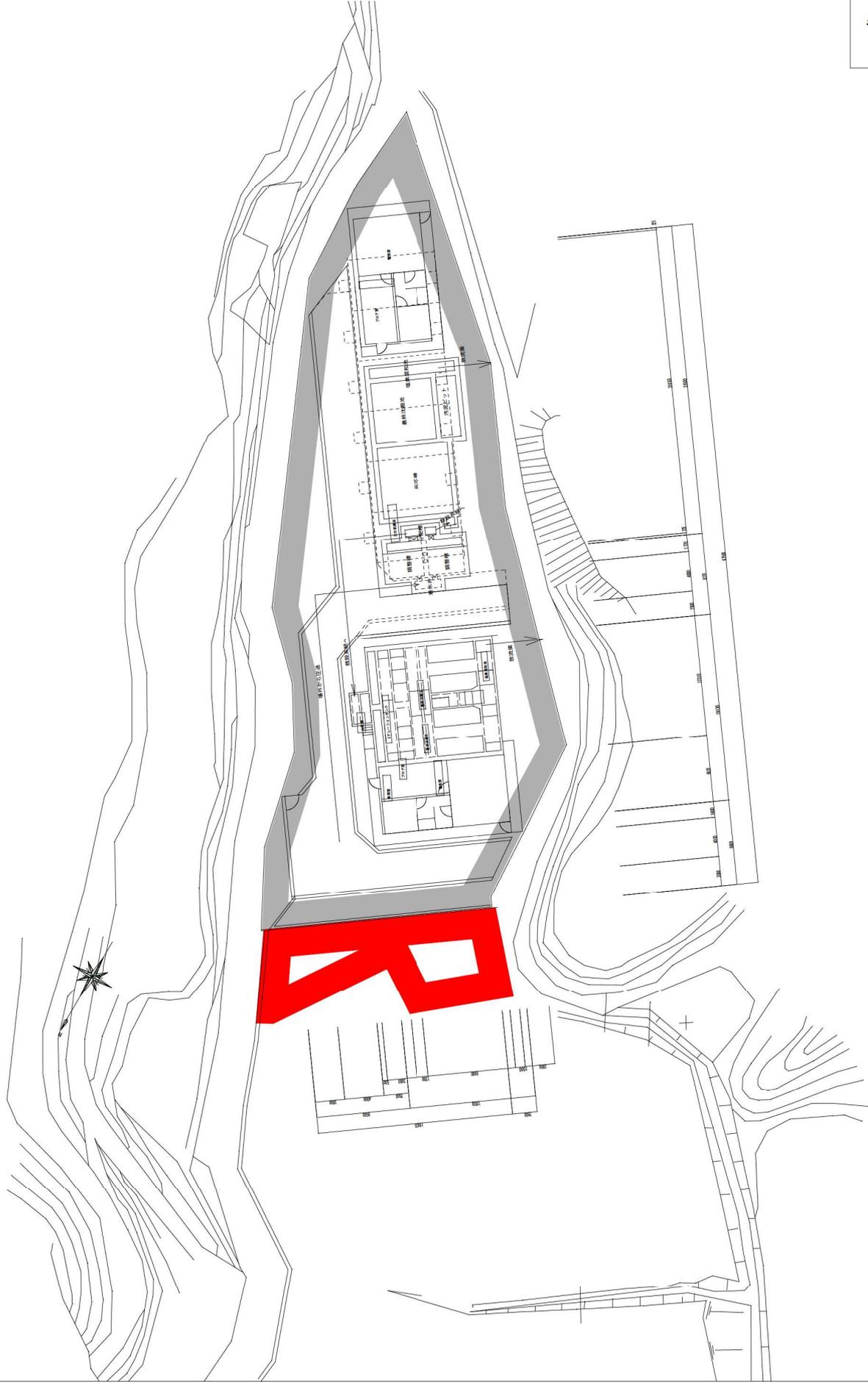
喜瀬処理場の敷地内のほとんどが既存施設で利用されており、改築更新及び3池目増設を見据えた時に敷地が不足することから、喜瀬処理場の北側に位置する約 200m²を追加しようとするものです。

名護都市計画下水道の変更
 (名護市決定) 汚水
 名護市公共下水道(汚水)
 総括図
 縮尺 1 : 5,000(A1) 全体2葉のうち1号
 縮尺 1 : 10,000(A3)



総括図 凡例 (汚水)

新設変更 及 改訂 区域分	設計区域分	
排水区域	処理場	今回変更区域
		排水区域



凡例	例
	既定
	変更

参考資料
 名古屋市公共下水道(汚水)
 (審判処理場全体平面図)
 縮尺 1:200 全体1葉のうち1号